

令和 5 年

第 6 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 5 年 6 月 22 日 (木) 午後 2 時 00 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和5年第6回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

- 報告8 令和4年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について
- 報告9 専決処分の報告について
- 専第3号 赤穂市社会教育委員の委嘱について
- 専第4号 赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 専第5号 赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について
- 専第6号 赤穂市新学校給食センター整備事業に係る請負契約の締結について
- 専第7号 赤穂西中学校（C棟外）大規模改修工事請負契約の締結について
- 専第8号 赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱の制定について
- 専第9号 赤穂市部活動地域移行協議会委員の委嘱等について
- その他 (1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について  
(2) 夏季休業に係る生徒指導について

報告 8

令和 4 年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について

令和 4 年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 2 2 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

令和4年度

学校給食会会計歳入歳出決算書

赤穂市立学校給食会  
赤穂市立学校給食センター

令和4年度 赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算書

歳入

(単位 円)

款項	目	予算			現計	額			調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考	
		当予算額	初予算額	補正予算額		区分	節金額							
								計						
1給食費		220,828,000		2,452,000	223,280,000				220,439,700	219,970,847	0	468,853		
	1給食費	220,824,000		2,427,000	223,251,000				220,234,107	219,930,245		303,862		
						1園児給食費	32,623,000		32,277,149	32,277,149		0		第3子以降市補助金 園児 3,118,622 児童 11,929,359 生徒 1,266,462
						2児童給食費	118,299,000		118,121,921	117,937,375		184,546		食料費支援事業補助金 園児 1,790,863 児童 6,239,501 生徒 2,871,619
						3生徒給食費	72,329,000		69,835,037	69,715,721		119,316		
	2過年度給食費	4,000		25,000	29,000				205,593	40,602	0	164,991		
						1過年度給食費	29,000		205,593	40,602		164,991		
2補助金		640,000		75,000	715,000				689,000	689,000				
	1補助金	640,000		75,000	715,000			715,000	689,000	689,000				シ方肉利用 160,000 地産地消推進 529,000
3繰越金		1,000		1,446,000	1,447,000				1,447,157	1,447,157				
	1繰越金	1,000		1,446,000	1,447,000		1繰越金	1,447,000	1,447,157	1,447,157				
4雑収入		21,000		67,000	88,000				114,400	114,400				
	1雑収入	21,000		67,000	88,000		1雑収入	88,000	114,400	114,400				
歳入合計		221,490,000		4,040,000	225,530,000				222,690,257	222,221,404	0	468,853		

(単位 円)

歳 出

款 項	目 的	予 算				現 計	額		支 出 済 額	不 用 額	備 考
		当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計	区 分		節 金 額				
1給食費		221,470,000	4,040,000	225,510,000				221,170,134	4,339,866		
	1事務費	460,000	0	460,000				436,755	23,245		
2事業費		221,010,000	4,040,000	225,050,000				220,733,379	4,316,621		
					1 役務費		460,000	436,755	23,245	口座振替手数料	436,755
2予備費					1 需用費		2,260,000	2,233,518	26,482	消耗品費	1,586,997
		20,000		20,000	2 原材料費		222,790,000	218,499,861	4,290,139	印刷製本費	646,521
1予備費		20,000		20,000				0	20,000		
		20,000		20,000	1 予備費		20,000	0	20,000		
歳 出 合 計		221,490,000	4,040,000	225,530,000				221,170,134	4,359,866		

収入合計 222,221,404 円

支出合計 221,170,134 円

差引残額

1,051,270 円(令和5年度～繰越し)

1 学校園別喫食状況一覽表

R4

(1) 喫食日数 (単位 日)

校 園 名	計 画 日 数	月 別 喫 食 ( 実 績 )												年 間 計	計 画 と の 差
		4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
中 学 校	赤穂	173	13	18	18	11	17	14	19	19	14	14	13	175	2
	赤穂西	173	12	18	19	11	16	14	20	17	14	14	14	174	1
	赤穂東	173	12	17	18	11	16	14	20	17	14	14	14	170	△ 3
	坂越	173	13	18	18	12	14	14	20	17	14	14	14	173	0
	有年	173	11	18	19	12	16	14	19	17	14	14	14	171	△ 2
	赤穂	187	13	19	21	12	18	15	20	20	15	14	14	185	△ 2
小 学 校	赤穂西	187	13	19	22	12	18	15	20	20	15	14	14	186	△ 1
	塩屋	187	13	19	21	12	18	15	20	20	15	14	14	185	△ 2
	赤穂西	187	13	19	22	12	18	15	19	18	15	14	14	185	△ 2
	尾崎	187	13	19	22	12	18	15	19	18	15	14	14	183	△ 4
	御崎	187	13	19	21	12	18	15	20	20	15	14	14	185	△ 2
	坂越	187	13	19	22	12	18	15	19	20	15	14	14	185	△ 2
	高雄	187	12	19	22	12	18	15	19	20	15	14	14	184	△ 3
	有年	187	13	19	21	12	18	15	20	19	15	14	13	183	△ 4
	原	187	12	19	21	12	18	15	20	20	15	14	14	184	△ 3
	赤穂	170	7	19	22	8	16	13	20	20	13	14	11	169	△ 1
	赤城	170	7	19	22	8	16	14	20	20	14	14	11	170	0
	幼 稚 園	塩屋	170	7	19	22	8	16	14	20	20	14	14	11	170
赤穂西		170	7	19	22	8	16	14	20	20	14	14	11	170	0
尾崎		170	7	19	22	8	16	13	20	20	13	14	11	169	△ 1
御崎		170	7	19	22	8	16	14	20	20	14	14	11	170	0
坂越		170	7	19	22	8	16	14	20	20	14	14	11	170	0
高雄		170	7	19	22	8	16	14	20	20	14	14	11	170	0
有年		170	7	19	21	8	16	14	20	20	14	14	11	169	△ 1
原		170	7	19	22	8	16	14	20	20	14	14	11	170	0
特 支		178	11	18	19	11	18	13	18	18	13	14	17	170	△ 8
中 高 等 部		178	11	18	19	11	18	13	18	18	13	14	17	170	△ 8
セ ン タ ー	187	14	19	22	12	18	15	20	20	15	14	19	188	1	

(2) 喫食延人員

校 園 名	喫 食												人 員	年 間 合 計	
	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月			
中学校															
赤穂	5,109	6,965	6,495	4,288	6,634	6,678	6,531	5,427	5,336	6,367	3,841	63,671			
赤穂西	3,775	5,564	5,665	3,451	4,916	5,762	5,327	4,391	4,363	5,253	3,395	51,862			
赤穂東	4,262	5,763	6,330	3,999	5,679	6,754	6,155	4,974	5,079	6,053	3,949	58,997			
坂越	1,691	2,285	2,228	1,556	1,790	2,377	2,196	1,809	1,686	2,104	1,445	21,167			
有年	627	970	1,093	691	912	994	953	798	786	968	691	9,483			
小計	15,464	21,547	21,811	13,985	19,931	22,565	21,162	17,399	17,250	20,745	13,321	205,180			
小学校															
赤穂	5,610	8,159	9,013	5,130	7,648	8,036	8,535	6,397	5,969	8,078	5,963	78,538			
城西	4,847	7,046	8,198	4,471	6,635	7,032	7,318	5,526	5,136	6,966	5,121	68,296			
塩屋	6,007	8,741	9,672	5,519	8,261	8,982	8,661	6,865	6,386	8,707	6,406	84,207			
赤穂西	970	1,417	1,638	895	1,359	1,361	1,423	1,080	1,043	1,404	1,041	13,631			
尾崎	4,972	7,296	8,448	4,608	6,988	7,143	6,677	5,808	5,448	7,378	5,378	70,144			
御崎	3,184	4,668	5,180	2,731	4,436	4,868	5,004	3,741	3,500	4,751	3,497	45,560			
坂越	2,699	3,940	4,536	2,498	3,828	3,916	4,013	3,130	2,916	3,957	2,914	38,347			
高雄	1,083	1,704	1,968	1,059	1,635	1,680	1,811	1,362	1,271	1,710	1,259	16,542			
有年	748	1,115	1,233	700	1,036	1,138	1,024	852	809	1,086	750	10,491			
有原	797	1,277	1,415	809	1,200	1,300	1,264	1,009	932	1,280	942	12,225			
小計	30,917	45,363	51,301	28,420	43,026	45,456	45,730	35,770	33,410	45,317	33,271	437,981			
幼稚園															
赤穂	1,193	3,189	3,759	1,356	2,713	3,412	3,433	2,218	2,341	3,192	1,848	28,654			
城西	679	1,843	2,134	776	1,571	2,029	1,973	1,372	1,358	1,843	1,067	16,645			
塩屋	1,239	3,315	3,894	1,417	2,850	3,352	3,389	2,422	2,391	3,287	1,903	29,459			
赤穂西	154	418	484	176	352	459	451	308	310	401	242	3,755			
尾崎	1,190	3,197	3,769	1,371	2,785	3,418	3,505	2,266	2,408	3,276	1,897	29,082			
御崎	357	969	1,169	429	871	1,065	1,044	728	682	988	572	8,874			
坂越	490	1,330	1,540	560	1,120	1,438	1,411	980	982	1,330	770	11,951			
高雄	126	342	396	144	301	385	352	252	266	361	209	3,134			
有年	77	209	233	88	172	210	212	148	149	203	110	1,811			
有原	91	249	299	104	208	262	270	182	184	247	143	2,239			
小計	5,596	15,061	17,677	6,421	12,943	16,030	16,040	10,876	11,071	15,128	8,761	135,604			
特支															
小学部	693	1,125	1,163	657	1,134	1,086	1,242	795	868	1,028	646	10,437			
中高等部	1,354	2,320	2,281	1,283	2,379	2,242	2,396	1,533	1,788	2,034	1,104	20,714			
小計	2,047	3,445	3,444	1,940	3,513	3,328	3,638	2,328	2,656	3,062	1,750	31,151			
センター	594	795	946	514	802	848	872	639	620	834	643	8,107			
合計	54,618	86,211	95,179	51,280	80,215	88,227	87,442	67,012	65,007	85,086	57,746	818,023			



## 2 令和4年度 実施献立一覧表

(単位 回)

献立内容	1学期	2学期	3学期	合計
(1) 汁物	50	52	30	132
(2) 煮物	19	24	19	62
(3) 和え物	46	49	34	129
(4) 麺類	5	8	5	18
(5) 炒め物	7	7	4	18
(6) ゆで物	14	14	10	38
(7) 焼き物	17	25	11	53
(8) 揚げ物	29	25	17	71
(9) 果物	8	10	4	22
(10) その他	36	38	20	94
(11) パン	13	14	9	36
(12) 米飯	54	59	38	151
合計	298	325	201	824

### 3 令和4年度栄養の摂取状況

区分	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (%)	脂質 (%)	食塩相当量 (g)	カルシウム (mg)	マグネシウム (mg)	鉄 (mg)	亜鉛 (mg)	ビタミンA (μgRAE)	ビタミンB1 (mg)	ビタミンB2 (mg)	ビタミンC (mg)	食物繊維 (g)
中学校	赤穂市平均	15	26	2.9	381	109	3.5	3.8	252	0.77	0.58	29	4.9
	文科省基準	13~20	20~30	2.5未満	450	120	4.5	3.0	300	0.50	0.60	35	7.0以上
小学校	赤穂市平均	15	28	2.4	361	91	2.9	3.1	222	0.61	0.52	26	4
	文科省基準	13~20	20~30	2未満	350	50	3.0	2.0	200	0.40	0.40	25	4.5以上
幼稚園	赤穂市平均	17	31	2.0	348	76	2.4	2.5	195	0.46	0.47	22	3.1
	文科省基準	13~20	20~30	1.5未満	290	30	2.0	1.0	190	0.30	0.30	15	3.0以上

※ たんぱく質と脂質の%はエネルギー比

報告 9

専決処分の報告について

- 専第 3 号 赤穂市社会教育委員の委嘱について
- 専第 4 号 赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 専第 5 号 赤穂市民会館運営協議会委員の委嘱について
- 専第 6 号 赤穂市新学校給食センター整備事業に係る請負契約の締結について
- 専第 7 号 赤穂西中学校（C棟外）大規模改修工事請負契約の締結について
- 専第 8 号 赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱の制定について
- 専第 9 号 赤穂市部活動地域移行協議会委員の委嘱等について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

令和5年6月22日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第3号

赤穂市社会教育委員の委嘱について

本市社会教育委員は、令和5年5月31日をもって任期満了につき、その後任として、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和5年6月1日

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の  
附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

専第4号

赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について

本市公民館運営審議会委員は、令和5年5月31日をもって任期満了につき、その後任として、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和5年6月1日

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の  
附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

専第5号

赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について

本市市民会館運営審議会委員は、令和5年5月31日をもって任期満了につき、その後任として、赤穂市民会館条例（昭和49年赤穂市条例第12号）第17条第2項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和5年6月1日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の  
付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

専第6号

赤穂市新学校給食センター整備事業に係る請負契約の  
締結について

赤穂市新学校給食センター整備事業について、次のとおり請負契約を締結した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和5年6月9日

赤穂市教育長 尾上 慶 昌

記

1	工 事 名	赤穂市新学校給食センター整備事業
2	事業実施箇所	赤穂市浜市318番地1外
3	契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
4	請負金額	2,670,800,000円
5	事業期間	令和5年6月9日から令和8年3月31日まで
6	契約の相手方	代表企業 姫路市広畑区正門通4丁目3番地3 阿比野建設株式会社 代表取締役社長 阿比野 剛

専第7号

赤穂西中学校（C棟外）大規模改修工事請負契約の  
締結について

令和5年6月2日入札執行の赤穂西中学校（C棟外）大規模改修工事について、次のとおり請負契約を締結した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和5年6月12日

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

1	工 事 名	赤穂西中学校（C棟外）大規模改修工事
2	工 事 箇 所	赤穂市塩屋地内
3	契 約 方 法	電子入札システム条件付き一般競争入札
4	請 負 金 額	205,700,000円
5	工 期	着工 令和5年 6月13日 完工 令和5年12月15日
6	契 約 の 相 手 方	赤穂市大橋町5番地16 株式会社葛島工務店 代表取締役 葛島 伸一



専第8号

赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱の制定について

赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和5年6月13日

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱

（設置）

第1条 赤穂市立中学校（以下「中学校」という。）における生徒にとって望ましい部活動環境の構築と教員の働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動の地域移行に向けた課題について検討するため、赤穂市部活動地域移行協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、部活動の地域移行に関する事項のほか、教育委員会が必要と認める事項について協議する。

（組織）

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域のスポーツ団体及び文化団体の代表
- (2) 学校教育関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 赤穂市職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、当該日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 委員に欠員が生じたときは、その補充をする。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会の会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

専第9号

赤穂市部活動地域移行協議会委員の委嘱等について

本市部活動地域移行協議会委員は、赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱（令和5年赤穂市教育委員会訓令甲第4号）第3条第2項の規定により、次の者に委嘱又は任命した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和5年6月13日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の  
付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

その他

(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開

(2) 夏季休業に係る生徒指導について

(公印省略)  
赤教学第 号  
令和5年6月 日

学校園長 様

赤穂市教育長

## 令和5年度 夏季休業中における生徒指導について (通達)

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の5類感染症に移行となりました。これまでの期間に様々な制約の中で感染拡大防止と学校教育活動の継続の両立に取り組んでいただいたことに感謝申し上げます。

さて、生徒指導の根幹は幼児児童生徒理解であり、信頼関係の構築や予防的かつ成長を促す指導に重点を置かなければなりません。日頃の学校園生活において、幼児児童生徒と関わることをとおして、人としての生き方の範を示し、多様な価値観に触れさせ、成長を促すことが肝要です。

夏季休業中の家庭生活は、自らの生き方を問い直し、1学期の学校生活を振り返るよい機会でもあります。しかし、日々の生活が不規則となり、生活習慣の乱れや問題行動を起こしやすい時期でもあります。そこで、家庭や地域での安心・安全な環境が確保されるよう積極的に働きかけるとともに、充実した生活を送ることができるよう指導することで、一層の信頼関係を構築する絶好の機会となることを願います。

家庭や地域での自律的な生活を通して、子どもたちが2学期以降の生活に明るい希望がもてるよう、自らを振り返り、自分を高める生活設計や目標を設定させることが重要です。教師による休業後の幼児児童生徒の活動の丁寧な検証は、子どもたちの前向きな意欲を喚起する上において非常に重要であります。

については、下記事項に留意し、学校園の実情や幼児児童生徒の発達段階に応じた事故や問題行動に対する予防的な指導を充実させ、その徹底を図るよう留意願います。

### 記

#### 1 夏季休業中の生活に関する指導について

##### (1) 規律ある生活に向けた指導

幼児児童生徒が夏季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活表を活用するなど指導するとともに、幼児児童生徒の動向の把握に努める。

○一人一人の発達段階や興味・関心、適性に応じた適切な計画を立てさせ、規則正しい生活を送らせる。

○交通事故と不審者、インターネットを介した犯罪被害等の未然防止指導をするとともに、事件や事故等に遭遇したときの適切な対応について指導する。

○感染症予防のため、体調管理として十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事等について指導し、生活習慣として手洗い・うがいの励行を指導する。また、幼児児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養することを保護者に対しても周知、呼びかけを行う。

## (2) 不登校や悩み・問題を抱える幼児児童生徒への指導

休業前に面談等を行い、悩みの早期発見に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も活用し、休業期間を利用して家庭訪問（電話連絡）を行う等、実態を踏まえ適切な指導・支援に努める。

○課題のある幼児児童生徒に対しては、定期的に家庭訪問（電話連絡）等を実施し、課題を共通理解するとともに、必要に応じて声をかけるなど学校とのつながりが深まるよう適切な指導を行う。

○家庭訪問（電話連絡）等により保護者との情報交換を図り、幼児児童生徒との心のふれあいをおして、安心して学校生活に復帰できるよう適切な対応を進める。

○家庭や幼児児童生徒への連絡書類や配布物等が確実に届くなど、学校からの疎外感を味わわせることがないように努める。

○必要に応じて、タブレットを活用し、児童生徒の支援に努める。

## (3) 地域の活動への参加の奨励

学校園から家庭・地域への情報発信を通して適切な協力関係を構築する。また、親子の協働体験活動、異世代との交流活動、ボランティア活動等、様々な体験活動への参加について奨励し、参加の際には、市内や地域の状況を確認した上で参加の可否について判断するよう各家庭に周知すること。

○家族や地域社会とのふれあいをおして、家族や地域の一員として自覚し、自己の役割に気づき、自分を見つめ直すことで、主体的に「気づき、考え、行動する」幼児児童生徒を育てる。

## (4) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動においては、体調管理に十分留意するとともに、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

○部活動の実施については、体力や能力、特性の他、健康面、体調管理に十分に留意し、適切な休憩時間や休養日を設定し、効果的で無理のない練習を行う。

○熱中症対策として、十分な水分補給や塩分等の補給を怠らない。

○部活動等において、貴重品、衣服等の管理に留意するよう指導する。特に、更衣室の施錠等の励行に努める。

## 2 夏季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底

### (1) 命を大切にす指導の徹底

自分の命、他人の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、自殺の防止に向けて、幼児児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、組織として迅速かつ適切に対応する。

○虐待や暴力等、幼児児童生徒の健全な成長を阻害する行為を確認、または疑いがある場合は、生命と人権を尊重する立場で関係機関との連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を行う。

## (2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

保護者や地域住民等と連携を図り、幼児児童生徒の交友関係や夏季休業中の生活状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。

○いじめの対応については、「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル（県教委 H29.8）」による共通理解と意思統一を図るなど、早期発見と組織的な対応に努め、いじめを許さない学校園づくりの推進と相談活動の充実を図る。

## (3) 不良行為、暴力行為等の未然防止

深夜徘徊、飲酒、喫煙、薬物乱用等の不良行為や、万引き等の窃盗、器物損壊、暴力行為等の未然防止に向けて、人としての倫理観や規範意識を育成するとともに、家庭や地域と連携し、幼児児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導に努める。

○全教職員が一致して幼児児童生徒一人一人の状況把握に努め、幼児児童生徒が抱える課題を共通理解するとともに、問題行動の前兆を把握し、早期に対応する。

○量販店や飲食店、ゲームコーナー等、他校児童生徒や異校種児童生徒との交流がある場所の巡回を強化するとともに、利用についての指導の徹底を図る。

○大麻等の薬物や、いわゆる「危険ドラッグ」（合法ドラッグ、脱法ドラッグ等）の危険性と違法性について理解させ、使用及び所持しないよう指導する。

## (4) ネット上のトラブルの未然防止

ネット利用が原因で、日常生活の様々な支障やトラブルが発生している現状を踏まえ、利用についてのマナーやルール、そして危険性について改めて指導する。また、SNS（LINE、Facebook、Twitter等）や掲示板への誹謗・中傷の書き込みは「侮辱罪」として厳罰化されていることを理解させ、トラブルの未然防止に向けた適切な利用についてわかりやすく指導する。

○情報活用と情報モラルやマナーについて、幼児児童生徒への指導を徹底する。

○SNSに他人の写真を本人の承諾なく掲載することや、悪口等の書き込みをしないよう指導を徹底する。

○ネット上の掲示板やSNS等にある「アルバイト募集」などの書き込みにだまされ、振り込め詐欺の「受け子」や「出し子」など、自覚なく犯罪に加担するなどの被害に遭わないよう指導する。

## (5) 家庭への啓発

自分の子どもがどこで何をしているか常に注意深く観察するとともに、夜間の外出やパソコン、携帯電話、SNS等の使用について管理するよう啓発する。

○外出時に、行き先と帰宅時間を確認し、夜間に不要な外出をさせない。

○海や川等での遊泳や水遊びは、監視員のいる認められた場所で行うよう指導する。

○幼児児童生徒の携帯電話使用状況について定期的に確認する。保護者の責任としてフィルタリング設定をするよう強く指導する。

○ネット依存に陥らないために、家庭において、スマートフォンやタブレット等の使用時間についてルールづくりや、いわゆるオフライン（ネットを利用しない）の時間や日を設けるなど、対応策について話し合う機会をもつよう指導、啓発を図る。

## (6) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応できない問題行動等に適切に対応するため、こども家庭センター、警察、PTA等関係機関・団体との一層の連携に努める。

○虐待の疑いや不審者情報を得たときは、子育て支援課、警察、青少年育成センターへ速やかに通報する。

○学校の状況を適宜、地域に発信し、情報を地域と共有しながら相互の関わりを深めていくことで、信頼関係の強化に努める。

○児童生徒・家庭に「ひょうごっ子悩み相談」等の相談窓口の紹介を適宜行うこと。

#### (7) 犯罪等からの安全確保

警察等関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、幼児児童生徒がさまざまな危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導する。

○犯罪行為や触法行為など問題行動に繋がる言動を具体的に示し、軽率な言動によるトラブルや喧嘩が起きないように指導する。

○被害に遭いそうになったら、逃げることや、大声で助けを呼ぶことなど、具体的な方法を指導するとともに、幼児児童生徒が犯罪被害に遭わないよう危険回避能力を高める指導をする。

○不審者を見かけたり不審な電話や訪問を受けたりしたときは、すぐに警察や学校園に連絡するよう指導する。

#### (8) 交通事故の防止

交通法規の遵守や道路の安全な歩行・走行はもとより、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことを指導する。

○交通ルール遵守を習慣づけることにより、交通事故防止に努めさせる。

○自転車に乗るときは、自転車安全利用5則を遵守するとともに「自転車運転者講習制度」や「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を図る。

##### 【自転車安全利用5則】

- ・自転車は車道が原則、歩道は例外

- (13歳未満または70歳以上、身体の不自由な人のみ通行可)

- ・自転車は車道左側を通行

- ・歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行

- ・安全ルールを守る(夜間はライト点灯、二人乗り・並進の禁止、信号遵守、交差点での一時停止)

- ・ヘルメットを着用

- ※道路交通法の一部改正(令和5年4月1日施行)により、全ての年齢において自転車乗用中のヘルメット着用が努力義務化

○携帯電話等使用時に、前方不注意等で事故やトラブルに遭わないよう指導する。

○通学路やその周辺地域の様子や危険箇所について点検し、必要に応じ関係機関へ連絡するとともに、幼児児童生徒への指導を徹底する。